

第 6109 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月25日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

外国人の親族の扶養控除

Q：今年、外国人を雇用しましたが、この人の親族の扶養控除はどうしたらいいのですか？

A：親族関係書類と送金関係書類の添付が必要です。

【解説】

扶養控除の対象になる親族(控除対象扶養親族)は、一般的に所得者と生計を一にする親族で、その年分の合計所得金額が38万円以下である者のうち16歳以上の者をいいます。

この場合の生計を一にするとは、必ずしも同じ家屋に居住している必要はなく、勤務、修学、療養等のため別居していても、その勤務、修学、療養等の余暇に同居することを常例としている場合やこれらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は生計を一にしているものとして取り扱われています。

なお、お尋ねの場合、海外の両親は非居住者に該当しますので国内所得がない限り、合計所得金額が38万円以下になり、基本的に控除対象扶養親族の要件は満たすのですが、その送金が生活費として送金しているものなのかどうか分かりませんので、非居住者である親族を控除対象扶養親族にするには、①親族関係書類と②送金関係書類を年末調整の際又は確定申告の際に提示又は添付しなければならないこととされています。

